

就学援助の基準・申請・支給等について

(2019年愛知自治体キャラバンまとめ)

※生活保護基準の1.4倍の要求に対して、1.5倍3市町、1.4倍2市町村で、要望の1.4倍以下としているのは5市町村(9%)である。他は1.3倍18市町(33%)、1.2倍20市町(37%)となっている。基準の回答がないのが8市町村あるが児童福祉手当の支給者まで含めているところでは、実態として1.4倍程度になりこれが3市ある。

※生保基準の切り下げに対しては、切り下げ以前の基準で対応しているところが多く、実際の判断は認定または所得基準額で見えていくことが大切と言える。

※申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが33市町村(61%)あるが、市町村窓口のみが14市町村、学校のみが7市となっている。両方の窓口が必要と言える。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ①生活保護受給者 | ⑦児童扶養手当が支給された者 |
| ②生活保護を停止または廃止された者 | ⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者 |
| ③市民税非課税または減免された者 | ⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者 |
| ④個人事業税または固定資産税が減免された者 | ⑩その他経済的に困窮している者 |
| ⑤国民年金保険料が減免された者 | |
| ⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者 | |

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
合計	—	—	—	—	14	7	33
1 名古屋市	1.0	引き下げ前の基準を適用	2,463,000	3,136,000		○	
2 豊橋市	1.3	②～⑦の基準、引下げ前基準を適用	2,254,000	3,334,000	○		
3 岡崎市	1.23	※15年1.24→18年度1.26→19年度1.23	2,180,000	3,030,000		○	
4 一宮市	1.2	②～⑩の基準、引下げ前基準を適用	1,730,000	2,650,000			○
5 瀬戸市	1.25	引き下げ前の基準を適用	1,850,000	3,000,000			○
6 半田市	1.3	※基準額は2018年度回答	2,000,000	3,000,000			○
7 春日井市	1.2	引き下げ前の基準を適用	1,900,000	2,900,000			○
8 豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○
9 津島市	1.0	①～⑦・⑩の基準、引下げ前基準適用	1,850,000	2,580,000	○		
10 碧南市	1.2	①～⑩及び納付の状況を見て、引下げ時に1.0を1.2に引き上げ	1,800,000	2,200,000			○
11 刈谷市		⑦・⑩の基準	2,300,000	3,060,000			○
12 豊田市	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	未回答	未回答		○	
13 安城市	1.2	①～⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者。	2,300,000	2,808,000		○	
14 西尾市		①～⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者。	1,920,000	3,090,000			○
15 蒲郡市	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも事情があれば認定。	未回答	未回答			○
16 犬山市	1.3	特別支援教育就学奨励費の早見表で審査、生保引き下げ以前と変わらず。	1,841,455	2,822,000			○
17 常滑市	1.3		1,980,550	2,678,650			○
18 江南市	1.2	引き下げ前の基準を適用	2,200,000	3,000,000			○
19 小牧市	1.3	引き下げ前の基準を適用	未回答	未回答			○

市町村名		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
20	稲沢市	1.2	①～⑩の基準を適用。	2,100,000	2,800,000	○		
21	新城市	1.3		1,855,000	2,843,000			○
22	東海市	1.3		1,990,233	3,016,619			○
23	大府市	1.5		2,567,000	3,423,000	○		
24	知多市	1.3	②～⑨の基準を適用	1,732,666	2,365,090			○
25	知立市		児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	2,530,000	3,366,000			○
26	尾張旭市	1.25	①～⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	2,100,000	2,800,000			○
27	高浜市	1.0	ひとり親家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			○
28	岩倉市	1.2	①～⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	1,867,000	2,831,000	○		
29	豊明市	1.4		2,100,000	2,600,000	○		
30	日進市	1.5	①～⑨の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	2,070,000	3,290,000			○
31	田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を適用	1,771,000	2,710,000		○	
32	愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を適用	1,699,000	2,605,000	○		
33	清須市	1.3	②～⑧の基準を適用	所得基準なし	所得基準なし			○
34	北名古屋市	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	1,850,000	2,800,000		○	
35	弥富市	1.2	②～⑨の基準を適用	1,648,000	2,701,000			○
36	みよし市	1.3	引き下げ前の生活保護基準を適用	1,840,000	未回答		○	
37	あま市		①～⑩の基準を適用	未回答	未回答	○		
38	長久手市	1.4		2,460,000	3,280,000	○		
39	東郷町	1.3		1,840,000	2,800,000	○		
40	豊山町	1.2	②～⑧・⑩を適用、「生活扶助×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算」	1,800,000	2,500,000	○		
41	大口町	1.2	①～⑩の基準を適用	1,690,000	2,600,000			○
42	扶桑町	1.2	①～⑩の基準を適用	1,700,000	2,570,000			○
43	大治町	1.2	①⑦⑩の基準を適用	算出していない	算出していない			○
44	蟹江町	1.2		持家1,970,000 借家2,590,000	持家2,460,000 借家3,110,000	○		
45	飛島村			未回答	未回答			○
46	阿久比町	1.3		2,631,408	3,069,820			○
47	東浦町	1.3	①②③⑤⑥⑦⑩の基準を適用、引き下げ前の基準を適用	1,983,037	2,352,497			○
48	南知多町	1.3		1,983,037	2,681,137			○
49	美浜町	1.3	①～⑩の基準を適用	持家1,651,025 借家2,377,985	持家2,631,667 借家3,358,627			○
50	武豊町	1.3		2,102,347	2,349,555			○
51	幸田町	1.5		2,290,000	3,130,000			○
52	設楽町			1,938,000	2,822,000			○
53	東栄町			未回答	未回答	○		
54	豊根村			未回答	未回答	○		